

○佐賀県警察職員の勤務地の特例に関する訓令

平成17年5月18日

本部訓令第14号

改正 平成31年3月27日警察本部訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）第41条第2項の規定に基づき、職員の勤務地の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務地)

第2条 職員の勤務する場所等については、別表に定めるとおりとする。

(派遣研修における勤務地)

第3条 職員が派遣研修を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行われる主たる場所の所在地とする。

本条…追加〔平成31.3本部訓令14〕

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(佐賀県警察の組織に関する訓令の一部改正)

2 佐賀県警察の組織に関する訓令（昭和54年佐賀県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

附 則（平成18年6月14日本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の佐賀県警察職員の勤務地の特例に関する訓令の規定は、平成18年6月5日から適用する。

附 則（平成20年3月14日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成22年3月24日本部訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第14号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表

本表…一部改正〔平成18.6本部訓令18〕、全部改正〔平成20.3本部訓令8〕、一部改正〔平成21.3本部訓令5、22.3本部訓令3〕、全部改正〔平成23.3本部訓令2、平成31.3本部訓令14〕

所属名	勤務する場所	担当事務
警務部警務課	警察庁九州管区警察学校	警察術科等の訓練指導の調査研究に関すること。
警務部会計課	警察庁九州管区警察局総務監察部	会計事務に関すること。
生活安全部 生活安全企画課	佐賀県県民環境部	佐賀県の防犯、被害者支援等に関すること。
生活安全部 サイバー犯罪対策課	警視庁	捜査共助の依頼に対する対応、不正送金事案に係る初期捜査等に関すること。
刑事部捜査第二課	警視庁	振り込め詐欺事件等に係る捜査に関すること。
	埼玉県警察本部	
	千葉県警察本部	
	神奈川県警察本部	
交通部高速道路交通警察隊	警察庁九州管区警察局広域調整部	高速道路における連絡、調整、管理等に関すること。